

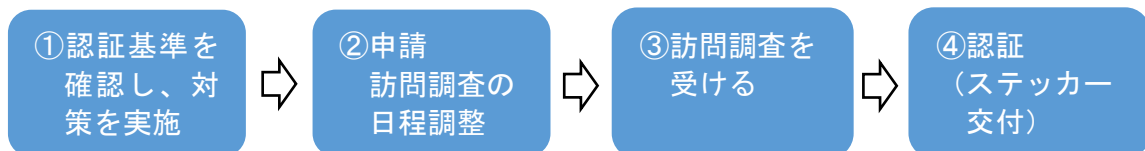
京都府 新型コロナウイルス感染防止対策認証制度 申請手続きの御案内

飲食店における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について、これまでの感染拡大予防ガイドライン遵守の取組を更に進め、事業者のみなさまにとってより安心・安全な環境を整備するため、京都府が定めた認証基準に基づく感染防止対策を実施されている店舗を京都府が認証し、公表する「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」を実施します。

1 対象となる施設

- 食品衛生法に基づき飲食店営業（喫茶店営業含む。）の許可を受けた事業者が営む府内の事業用施設であって、飲食のための客席を有する施設です。
- ただし、次に掲げる施設を除きます。
 - ・暴力団員である者及び役員のうち暴力団員である者がいるものが営む施設
 - ・宅配又はテイクアウトサービスの用に供する施設（フードコートを含む。）
（宅配専門店、テイクアウト専門店、キッチンカーなど）
 - ・宿泊者に対して、飲食をさせることを目的とする宿泊施設
（ホテルの食事会場など）
 - ・学校、病院等、特定の者を対象として飲食をさせることを主たる目的とした施設
（学校給食、社員食堂など）

2 申請から認証までの流れ



① 認証基準の確認・実施

各店舗において、別紙チェックリストの38項目を確認し、全てを実施してください。

② 申請・訪問調査日程調整

原則、電子申請で行います。

- ・ホームページにある「申請手続きはこちらから」のバナーをクリックし、必要事項を記入するとともに、訪問調査を希望する日を入力してください。

【ホームページアドレス】

https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona_3rdninsho.html

- ・訪問調査日は空き枠があるところに入力してください。予約完了時に、申請書記載のメールアドレスあてにメールが配信されます。
- ・万一、確定した日程での調査受け入れが困難になった場合は、6に記載の事務局に連絡してください。

電子申請ができない場合

- ・インターネット環境がなく電子申請ができない場合は、郵送で申請を受け付けます。
- ・別添の申請書に必要事項を記入し、5に記載の事務局あてに郵送してください。（郵送費用は御負担ください。）

- ・訪問調査日は、申請書に記載の担当者あてに事務局から連絡し、日程調整します。

③ 訪問調査

- ・調査員が申請のあった店舗を訪問し、対策の実施状況を確認します。
- ・なお、調査員は必ず調査員証を携帯し、調査時に提示します。また、認証事務に際し、金品等を要求することはありません。

④ 認 証

- ・訪問調査の結果、適切に対策が実施されていることが確認できた店舗については、後日、京都府から認証ステッカーを郵送により交付します。
- ・認証ステッカーは、店先等よく見えるところに掲出してください。
- ・認証店は、広告物等において、「新型コロナウイルス感染防止対策認証店」の名称及び認証ステッカーの写真を利用することができます。
- ・また、②に記載のホームページにおいて、認証を受けた施設を掲載します。

3 申請期間

令和3年7月21日（水）から令和3年8月31日（火）まで

※郵送の場合は、8月31日（火）必着

4 留意事項

- 新型コロナウイルス感染症の状況等により、認証基準が改訂されることがありますので、その際は新たな基準に沿った対策をお願いします。
- 認証された施設において新型コロナウイルス感染症の集団発生があった場合や、基準の見直しが行われた場合など、必要と認める場合に、訪問調査等を行うことがあります。
- 認証後、認証基準に定めた感染防止対策が実施されていないことが判明した場合のほか、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく営業時間短縮等の要請に反していることが判明した場合など、必要と認める場合に、認証の効力を一時的に休止したり、認証を取り消すことがあります。
- 認証の効力を休止された場合は、認証ステッカーの利用及び認証店の名称使用を休止してください。（ステッカーの掲出を一時的にやめる、広告物等への掲載を見合わせるなど。）休止することとなった要因が解消し、認証基準に定めた感染防止対策が実施されていることが確認できた場合、認証の効力を回復します。
- 認証を取り消された場合は、速やかに認証ステッカーの利用及び認証店の名称使用をやめてください。（ステッカーをはがし、廃棄し、広告物等での掲載を取りやめてください。）
- 認証ステッカーをやむを得ず汚損等して再交付を申請する場合、施設の名称等に変更があった場合、認証を辞退する場合は、5に記載の事務局あてに御連絡ください。

5 申請受付・問合せ先（コールセンター）

京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度事務局

郵 送 先 〒600-8078 京都柳馬場松原郵便局留
京都府感染防止対策認証制度事務局 行

電 話 075-284-0182

開設時間 月～土 9:30～17:30（日・祝は休み）

※ただし、7月22日（木・祝）及び23日（金・祝）は開設します。

実施した項目は確認欄に☑

認証基準		確認欄				
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
1. 来店者の感染症予防						
(1) 入店・注文・支払い時						
1	入口にマスクを着用して入店するよう表示する。また、発熱(37.5度以上か平熱より1度以上)あるいは平熱でも風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢、味覚・嗅覚障害等の症状がある者は入店しないよう表示する。					
2	入口に消毒設備を設置し、入店時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施する。					
3	順番待ち等により列が発生する場合は、1m以上来店者同士の対人距離を確保するための誘導・表示などを行う。					
4	レジ等での対面接客時に、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなどで遮蔽するほか、コイントレイを介した受け渡し、またはキャッシュレス決済を導入する。なお、現金等の受け渡し後には手指消毒を行う。					
(2) 食事・店内利用時						
5	飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、こまめな手洗い・手指消毒を掲示物等で周知する。					
6	咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。					
7	テーブル間の配置については、以下のいずれかを満たす。 ①テーブルの間は、相互に対人距離が1m以上確保できるよう配置する。 ②テーブルの間を、アクリル板(高さは床から1.4m程度・着座時目を覆う程度以上のものを目安)、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。					
8	同一テーブルでの席の配置については、以下のいずれかを満たす。 ①真正面での着座配置をしない。また、座席の間隔を1m以上確保する。 ②テーブル上にアクリル板等(高さは床から1.4m程度・着座時目を覆う程度以上のものを目安)を設置して遮蔽する。					
9	カウンターテーブルでの席の配置については、以下のいずれかを満たす。 ①座席の間隔を1m以上確保する。 ②カウンターテーブル上にアクリル板等(高さは床から1.4m程度・着座時目を覆う程度以上のものを目安)を設置して遮蔽する。					
10	滞在時間の制限(2時間程度)及び同一グループの同一テーブルへの入店案内の制限(原則4人以内)を行い、同時に多数の人が集まらないようにする。					
11	料理は大皿での提供は避け、個々に提供する。鍋料理や盛り合わせ料理などを提供する場合は、従業員が取り分けるなど工夫する。					
12	ビュッフェやサラダバー及びドリンクバーでは、以下のいずれかを満たす。 ①利用者が一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用するとともに、飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護し、取り分け時はマスク、使い捨て手袋等の着用及び取り分け用の tong や箸を共有としないことを徹底する。 ②料理を小皿に盛って提供するか、スタッフが料理を取り分ける。					
13	卓上には原則として調味料・冷水ポット等を置かないようにする。撤去が難しい場合は、客が入れ替わるタイミングで、消毒や交換を行う。					
14	お酌や回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しは避けるよう掲示物等により注意喚起を行う。					
15	店内BGMの音量を低減させ、大声での会話を避けるよう掲示物等により注意喚起を行う。					
16	トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。					
17	トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施するよう表示する。					
18	喫煙スペースがある場合は、3つの密を避けるよう、一度に利用する人数を制限し、人と人との距離を保つこと、会話をしないことを掲示物等により注意喚起を行う。					
2. 従業員の感染症予防						
19	常にマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。また、大声での会話を避ける。					
20	出勤前に検温・体調確認を行い、発熱や風邪の症状等体調に異常がみられる場合は、店舗責任者にその旨を報告し、勤務の可否等の判断を仰ぐ。店舗責任者は、従業員が発熱(37.5度以上か平熱より1度以上)あるいは平熱でも風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢、味覚・嗅覚障害等の症状がある場合は、店舗で勤務しないように指示する。					
21	感染した、もしくは感染疑いのある者、濃厚接触者として判断された者の就業は保健所の助言・指示等に従う。					
22	定期的に、かつ、就業開始時や他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施する。					
23	利用者からの注文の受付や料理提供にあたっては、利用者の正面に立たないように注意し、対人距離を確保する。					
24	休憩スペースや更衣室では、マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。また、定期的に換気・清掃する。					
25	従業員のユニフォームは当該日業務終了後など定期的に洗濯する。					

認証基準	月日 担当者	確認欄				
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
3. 施設・設備の衛生管理の徹底						
26	【建築物衛生法の対象施設】 法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認し、満たしていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。					
27	【建築物衛生法の対象外施設】 以下のいずれかを満たす。 ①窓の開放による換気の場合は、1時間当たりの換気回数を2回以上確保するため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開け、サーキュレーターを用いる）するなどして十分な換気を行う。また、換気のため窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請する。 ②換気設備による換気の場合は、必要換気量（一人あたり毎時30m ³ ）を確保すること。必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。 ③CO2センサーを用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。					
28	湿度40%以上を目安として、適度に加湿する。					
29	トイレの共用のタオルは使用を中止し、ペーパータオルを設置するか、または個人のタオル等の使用を促す。 ハンドドライヤーを使用する場合は、本基準の26又は27に基づき、十分な換気を行う。					
30	他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、市販の界面活性剤含有の洗浄剤を用いて、利用者の入替時など定期的に清拭消毒する。					
31	ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、必ず手を洗う。					
32	食品残さ、鼻水、唾液などが付着した可能性のあるゴミ、おしぼり等は、ビニール袋に密閉して処理する。					
4. チェックリストの作成・公表						
33	各施設・事業者は、施設内のリスク評価をしたうえで、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成するとともに、当該チェックリストによる毎日の確認について公表する。					
5. 感染者発生に備えた対処方針						
34	施設の従業員の感染が判明した場合、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。					
35	保健所が行う積極的疫学調査の結果、感染者が当該施設を利用していたことが判明した場合、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。					
36	従業員に対し、感染疑いがある場合は検査結果が判明するまで出勤を控えること、日々の行動を記録し、保健所が行う積極的疫学調査時等に協力できるようにしておくことなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底するための研修機会を提供する。					
37	感染リスクの早期把握のため、国、京都府又は京都市が提供する濃厚接触通知アプリ等の利用をルール化ないし奨励する。					
38	感染防止対策に必要な物資（消毒剤、不織布マスク、手袋、ペーパータオル、及びそれらの使い捨て用品を廃棄する容器等）の一覧表（リスト）を作成し、十分な量を準備しておくか、または緊急時にすぐに入手できるよう予め手配をしておく。平時から使用した分をその都度補充し、常に一定の必要量を備蓄しておくよう努める（ローリングストック）。					

※このチェックリストは、項目33のチェックリストのひな形としてご利用ください。

京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証申請書

京都府知事 様

京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

■確認項目

該当する場合に□にチェックマーク (☑) を記載してください。

1. 対象事業者

- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可（飲食店又は喫茶店に係る許可に限る。）を受けている。
- 暴力団員でない。法人の場合はその役員のうち暴力団員である者がいない。

2. 対象施設

- 次のいずれの施設にも該当しない。
 - ・専ら宅配・テイクアウトサービスを行っている施設（フードコートを含む）
 - ・宿泊者に対して、飲食をさせることを目的とした宿泊施設
 - ・学校、病院など、特定の者を対象として飲食をさせることを主たる目的とした施設

3. 認証基準

- 点検マニュアル及びチェックリストに基づき、認証基準を満たしていることを確認し、実施している。

4. 個人情報の取扱い

- 本申請書に記載された個人情報は、京都府（その委託を受けた事業者等を含む。）が京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度の運営に必要な範囲内において利用することに同意する。

※上記確認項目のいずれかにチェックがない場合、申請の対象となりませんので御注意ください。

■申請者（施設情報）

フリガナ			
店舗名			
店舗の所在地	〒 京都府		
店舗の電話番号		飲食店又は喫茶店 営業許可番号	
店舗のURL			※記入は任意
フリガナ 申請者 (事業者名)			※法人の場合は法人 の名称及び代表者の 役職名・氏名を記入
フリガナ 担当者名		担当者電話番号	
メールアドレス			※記入は任意

(裏面に続く)

■訪問調査希望

訪問調査の日程を調整するため、受け入れ可能な曜日・時間帯にすべて○をつけてください。

曜日 時間帯	月	火	水	木	金	土
10～12時						
13～15時						
15～17時						
17～19時						
特記事項						

御希望に添えない場合がありますので、御了承ください。

具体的な訪問日時を、施設情報に記載の担当者電話番号あてに事務局から連絡させていただきます。

訪問調査は30分程度を予定しています。

<認証された場合>

■ホームページへの掲載

認証された場合、店舗情報（店舗名、所在地及びURL）を府ホームページ等に掲載予定です。以下のいずれかにチェックマーク（☑）を記載してください。

- 掲載を希望します。
- 掲載を希望しません。

■留意事項

内容を確認し、チェックマーク（☑）を記載してください。

- 以下の点について確認しました。
 - ・認証された施設において新型コロナウイルス感染症の集団発生があった場合や、基準の見直しが行われた場合など、必要と認める場合に、訪問調査等を行うことがあります。
 - ・認証後、認証基準に定めた感染防止対策が実施されていないことが判明した場合や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく営業時間短縮等の要請に反していることが判明した場合など、必要と認める場合に、認証の効力を一時的に休止し、又は認証を取り消すことがあります。

<事務局使用欄> ※記入不要です

受付番号	訪問調査日時	認証番号
	令和3年 月 日 時	

<記入例>

(申請日) 令和3年7月21日

京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証申請書

京都府知事 様

京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

■確認項目

該当する場合に□にチェックマーク (☑) を記載してください。

1. 対象事業者

- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可（飲食店又は喫茶店に係る許可に限る。）を受けている。
- 暴力団員でない。法人の場合はその役員のうち暴力団員である者がいない。

2. 対象施設

- 次のいずれの施設にも該当しない。
 - 専ら宅配・テイクアウトサービスを行っている施設（フードコートを含む）
 - 宿泊者に対して、飲食をさせることを目的とした宿泊施設
 - 学校、病院など、特定の者を対象として飲食をさせることを主たる目的とした施設

3. 認証基準

- 点検マニュアル及びチェックリストに基づき、認証基準を満たしていることを確認し、実施している。

4. 個人情報の取扱い

- 本申請書に記載された個人情報は、京都府（その委託を受けた事業者等を含む。）が京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度の運営に必要な範囲内において利用することに同意する。

必ずすべての項目に該当しているか確認してください

※上記確認項目のいずれかにチェックがない場合、申請の対象となりませんので御注意ください。

■申請者（施設情報）

フリガナ	レストランキョウト フチョウマエテン		
店舗名	レストラン京都 府庁前店		
店舗の所在地	〒604-0000 京都府京都市中京区〇〇町〇-〇 京都ビル2階		
店舗の電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	飲食店又は喫茶店 営業許可番号	[京都市内]京保セ第〇〇〇〇号 [京都市外]〇〇保環第〇号の〇
店舗のURL			※記入は任意
フリガナ	〇〇〇〇 キョウト タロウ		※法人の場合は法人の名称及び代表者の役職名・氏名を記載
申請者 (事業者名)	[個人の場合] 京都 太郎 [法人の場合] 株式会社きょうと食堂 代表取締役 京都 太郎		
フリガナ	キョウト イチロウ	担当者電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
担当者名	京都 一郎		
メールアドレス	〇〇〇@〇〇〇.co.jp		※記入は任意

店舗名は〇〇店まで記入してください

営業許可証の上部に記載されている記号・番号を記入してください

(裏面に続く)

<記入例>

■訪問調査希望

訪問調査の日程を調整するため、受け入れ可能な曜日・時間帯にすべて○をつけてください。

曜日 時間帯	月	火	水	木	金	土
10～12時		○	○	○		○
13～15時	○		○	○	○	
15～17時	○		○	○	○	
17～19時	○					
特記事項						

具体的な日時はお電話で調整させていただきますので、可能性のある曜日・時間帯に複数○を記入してください

御希望に添えない場合がありますので、御了承ください。

具体的な訪問日時を、施設情報に記載の担当者電話番号あてに事務局から連絡させていただきます。

訪問調査は30分程度を予定しています。

<認証された場合>

■ホームページ掲載情報

認証された場合、店舗情報（店舗名、所在地及びURL）を府ホームページ等に掲載予定です。以下のいずれかにチェックマーク（☑）を記載してください。

- 掲載を希望します。
 掲載を希望しません。

■留意事項

内容を確認し、チェックマーク（☑）を記載してください。

- 以下の点について確認しました。
- ・認証された施設において新型コロナウイルス感染症の集団発生があった場合や、基準の見直しが行われた場合など、必要と認める場合に、訪問調査等を行うことがあります。
 - ・認証後、認証基準に定めた感染防止対策が実施されていないことが判明した場合や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく営業時間短縮等の要請に反していることが判明した場合など、必要と認める場合に、認証の効力を一時的に休止し、又は認証を取り消すことがあります。

<事務局使用欄> ※記入不要です

受付番号	訪問調査日時	認証番号
	令和3年 月 日 時	